

令和4年1月14日

令和4年度附属池田中学校入試実施ガイドライン

大阪教育大学

令和4年度附属池田中学校入学者試験の実施において、受験生のみなさまが安心して試験を受けていただけることを目的に、以下の項目についてご理解とご協力をお願いします。

1. 検温の要請

受験生と引率する保護者は受験当日の朝に検温を行い、「申告書」をダウンロードの上、必要事項を記入して持参してください。これにより入校時の検温に代えることができます。

2. 受験日の入校時

すべての受験生および引率保護者の方には、マスク着用の上、入校時には消毒用アルコールで手指の消毒にご協力くださいますようお願いいたします。

3. 一般試験室

受験生同士の間隔は概ね確保し、試験室内においては全員がマスクを着用してください。換気は、休憩ごとに行います。実技試験においては、受験生同士が対面しないように実施します。トイレ等での受験生の密集を避けるため、休憩時間にゆとりを持たせます。試験終了後は、一定間隔を空けて退室させます。

4. 受験生への要請

発熱・咳のある受験生はあらかじめ医療機関での受診をお願いします。受験当日の朝に検温し、37.5℃以上の発熱がある場合や、新型コロナウイルスの感染が心配される症状がある場合には、受験を見合わせることをお願いします。付添いの保護者についても同様の措置をお願いします。この場合には検定料の返還は行いません。

5. 陽性者への対応

試験当日新型コロナウイルス感染症の検査で陽性反応が確認され、かつ保健所から安静・療養の解除又は終了の指示を受けていない者は受験できません。この場合の検定料の返還手続き（医師による診断書が必要）を設け、追試験は実施しないものとします。なお、検定料にかかる手数料については受験生の負担とし、返還は行いません。

6. 濃厚接触者への対応

保健所等により濃厚接触者として特定されている場合には、試験前日16時までには本校まで連絡（072-761-8690）してください。別室受験もしくは、状況により受験できない場合があります。受験ができない場合、検定料の返還手続きを設け、追試験は実施しないものとします。なお、検定料にかかる手数料については受験生の負担とし、返還は行いません。

7. インフルエンザに罹患した志願者への対応

発熱やのどの痛みなど風邪の症状が出た場合は、速やかに医療機関を受診して下さい。インフルエンザと診断された場合は、次の対応をお願いします。

医師に次のア～ウのいずれに該当するかを相談して下さい。

ア 受験日において、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過」している場合は、通常の形で受験して下さい。

イ 受験日において、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過」していない場合は、医師の診断によって別室での受験を認めることができます。医師から受験してよいと診断された場合は、「発症日と受験が可能であることが記載された診断書（または意見書）」を入手して、試験前日16時までには本校まで連絡（072-761-8690）してください。診断書（意見書）を受験日に必ず持参して下さい。

ウ 医師から受験してよいと診断されなかった場合は、受験していただくことはできません。この場合には検定料の返還は行いません。

8. 別室受験

一般受験室に入室後、体調が思わしくない（熱っぽい、咳が出る）受験生は、一般試験室から退室させ、引き続き別室受験を認めます。別室への移動、受験環境については、当日の朝に本校職員より指示をいたしますので、お申し出ください。受験生同士の間隔を確保する予定ですが、マスクの着用もお願いします。換気については常時行います。実技試験は、他の受験生と同時には実施しません。

体温が 37.5℃以上となった場合や、明らかに熱がある様子の場合は、受験を中断させ帰宅していただきます。別室受験者は、一般試験室の受験生とは試験終了まで接触しないようにいたします。この場合、検定料の返還手続きを設け、追試験は実施しないものとします。なお、検定料にかかる手数料については受験生の負担とし、返還は行いません。